Deloitte。

勤業眾信





目次

外国籍特定専門人材について	3
就業ゴールドカードについて	8
外国籍特定専門人材の租税優遇について	14

(1) 「外国籍専門人材の誘致及び雇用法*」の概要

法制度 概要 特定 専門人材

就業GC

租税優遇

外国籍専門人材の誘致を強化し、就労申請・居留の手続きの簡素化、台湾での長期滞在のインセンティブ強化、家族との結束や社会保障等のニーズの完備等を目的として、国家発展委員会及びその他の機関が連携して「外国籍専門人材の誘致及び雇用法」を2017年11月22日付で制定公布し、翌2018年2月8日に施行しています(直近の改正:2021年6月18日立法院正式通過、同年7月7日総統公布、同年10月25日行政院施行)。

主な条項



専門人材 本人の就労 (§4~§11)

- §4 各カテゴリーの専門人材・専門業務の定義
- §5 招聘雇用管理及び審査基準
- §6 世界著名大学卒業で2年就労経験の免除
- §7 労働許可申請不要のケ−ス
- §8 特定専門人材の招聘雇用許可
- §9 就業ゴールドカード
- §10 自由芸術業務許可
- §11 求職ビザ



専門人材 本人の居留 (§12~§14)

- §12 ノービザから居留証へ
- §13 6+6カ月の居留延長
- §14 特定専門人材は3年で永久居留





呼び寄せ家族・親族 (§15~§19)

- §15 成年子女の個人名義の労働許可
- §16 家族の永久居留
- §17 高級専門人材の家族の同時永久居留
- §18 直系尊属の家族訪問目的の停留ビザ
- §19 出国後5年未再入国で永久居留権抹消



租税優遇·社会保障 (§ 20~ §23)

- §20 租税優遇措置を5年に延長
- §21 健康保険加入の待機期間免除
- §22 退職金(新制度)
- §23 教師及び研究者の退職金分割払い(毎月)

(2) 外国籍専門人材に関する3つのカテゴリー区分

法制度 概要 特定 専門人材

就業GC

租税優遇

本法第4条により、「外国籍専門人材」、「外国籍特定専門人材」及び「外国籍高級専門人材」という3つのカテゴリーによる区分を設け、 それぞれのカテゴリーにおいて、就労、ビザ及び居留に関する規定の緩和措置が図られています。

本法第4条による定義



外国籍専門人材

- 専門業務従事者
- ▶ 専門業務:
 - (1)就業服務法(以下同)第46条第1項第1号から第3号、第5号および第6号該当者
 - (2)第48条第1項第1号及び第3号該当者
 - (3)短期補習班教師(第46条第1項第4号)
 - (4)外国人子女を対象とする学校の学科教師
 - (5)実験教育作業従事者



外国籍特定専門人材

- 外国籍専門人材のうち、中央目的事業主管機関が公告した、台湾で必要とされる特殊技能保持者、または主管機関が関連する中央目的事業主管機関と協議し認定した特殊技能保持者
- ▶ 該当領域: 科学技術、経済、教育、文化芸術、体育、金融、法律、建築設計、国防及びその他

就業ゴールドカードも本カテゴリー



外国籍高級専門人材

- 「入出国及び移民法」に規定する、 台湾で必要とされる高級専門人材
- 例:特殊技術や科学技術機構の関連研究開発やマネジメント業務で、独特な才能を有し、科学、研究、工業、商業等の分野で特殊な能力を有し、台湾の経済、産業、教育または福祉等にその効果を発揮でき、且つ国際試合等で入賞するなどの成績をおさめている方)

(3) 外国籍特定専門人材のメリット

法制度 概要

特定 専門人材

就業GC

租税優遇

外国籍特定専門人材は、各要件に合致する場合、労働許可の期間が最長5年、永久居留権の取得に要する居留期間が3年へ短縮、および適格要件を満たした場合の租税優遇措置を享受、といったメリットがあります。

外国籍特定専門人材のメリットの一部





その他

- 招聘雇用目的による労働許可の許可期間を3年から5年に拡大
- ・ 労働許可、居留ビザ、居留証及び再入国許可の4種の証明文書が一つにまとまった 就業ゴールドカードの申請が可能
- 外国籍特定専門人材については、永久居留権取得のために要する居留期間の要件を 5年から3年に短縮
- 永久居留権取得のために要する居留期間の要件について、「毎年183日以上台湾に居留」から「**平均**毎年183日以上台湾に居留」に変更*
- 種々の適格要件を満たした年度から起算して**5年間**は、給与所得がNTD300万元を超過した部分の半額について課税の減免措置を享受可能*
- その他、永久居留・福利厚生・退職保障などの各優遇措置を享受可能

6

(4) 外国籍特定専門人材の9大領域及び適格要件

法制度 概要

特定 専門人材

就業GC

租税優遇

外国籍特定専門人材は、9大領域の中から選択します。それぞれの領域において適格要件が異なり、いずれかの領域の適格要件を満たす場合、「外国籍特定専門人材として労働許可を申請取得する」または「就業ゴールドカードを申請取得する」方法のどちらかを選択することが可能です。

例:経済領域における外国籍特定専門人材





適格要件の一部*

要件1:過去または現在、台湾以外の国または台湾 の経済産業・領域で、月額給与がNTD16万

元である

要件2:台湾に設立された運営本部や多国籍企業

の経営マネジメント、技術又はマーケティング

の主管

要件3:省略

要件4:製造業及び技術サービスの半導体、光電、

精密機械等の企業で専門業務に携わり、8

年以上の就労経験がある

要件5:省略

要件6:省略





要件に合致する場合は、 外国籍特定専門人材又は 就業ゴールドカードのどちらか が選択可能

(図出所:就業ゴールドカード事務所作成の「就業ゴールドカード申請説明スライド」より抜粋。以下同)

就業ゴールドカードについて

2. 就業ゴールドカードについて

(1) 就業ゴールドカードの概要

法制度 概要 特定 専門人材

就業GC

租税優遇

就業ゴールドカードは、「外国籍専門人材の招聘と雇用法」の規定に基づき、設置された就業許可制度で、各監督官庁の審査、認定を経て、外国籍特定専門人材の資格要件を満たす方のうち、就業ゴールドカードを申請した場合に発行されるICカードです。

就業ゴールドカードの役割

1 労働許可

自由な求職、就職合法的な兼職や 自由な転職

3 居留証

台湾国内で合法的に長期居留ができる身分証



2 居留ビザ

長期ビザ、台湾での居留期間は最 長3年

4 再入国許可

回数を問わず台湾再入国が可能 (Covid-19期間も同様)

就業ゴールドカードで保障される5つの権益

1 個人名義の労働許可

リモートワーク、顧問、複数会社での勤務、文化芸術等柔軟な労働が可能

2 家族呼び寄せ申請

配偶者、未成年子女、成年子女(心身障害等で自活困難な場合)の呼び寄せが可能

5 親戚訪問ビザ申請

直系尊属の停留期間が最大 1年間に延長

3 健康保険緩和

被招聘雇用者は、雇用開始日より本人及び家族の健康保険加入が可能(雇用主及び家族も同様)

4 所得税の減免

適格者は所得税の減免優 遇措置の対象

(図出所:就業ゴールドカード事務所作成の「就業ゴールドカード申請説明スライド」より抜粋。以下同)

2. 就業ゴールドカードについて

(2) 外国籍専門人材及び外国籍特定専門人材との比較

法制度 概要

特定 専門人材

就業GC

就業ゴールドカード

租税優遇

就業ゴールドカードは、従前の「外国籍専門人材の労働許可を取得する方法」または本法施行後に新たに設定された「外国籍特定専門 人材の労働許可を取得する方法」と比較した場合、労働許可や租税優遇措置の点でいくらかの相違点があります。

主な事項の比較



外国籍専門人材

一般的なパターン



外国籍特定専門人材

一般的なパターン

履行契約 0 × 就労活動 台湾国内における 就労活動の制限を受けない 招聘雇用 0 0 労働 個人名義での申請可否 0 X × 許可 最長3年 最長5年 1年~3年 許可期間 永久居留権取得 5年 3年 3年 までに要する居留期間 個人所得税の減免* 0 0 × (適格の場合)

○:適格

2. 就業ゴールドカードについて

(3) 9大領域とオンライン申請の流れ

法制度 概要 特定 専門人材

就業GC

租税優遇

就業ゴールドカードの対象は、特定専門人材と同様、9大領域に及びます。申請者は申請資格の適否確認ページにより、申請対象者の最も適合する領域を選択し申請することが可能です。オンライン・プラットフォームにて申請書類を提出・アップロードし、審査期間は30 – 60営業日を要します。

9大領域



申請資格の適否確認ページ(Gold Card Qualification Check):

https://goldcard.nat.gov.tw/zh/qualification/

その他資料(トップページ):

https://goldcard.nat.gov.tw/en/

申請の流れ



オンライン申請



30-60営業日



手続費用の返還不可

step1

オンラインによる申請、手続費用の支払い

アカウント登録、資料入力及びアップロード、支払い

step2

資格審査

一次審査及び資格審査(関連機関による協議)

step3

身分証明資料の審査

パスポート検査及び二次審査

step4

証明書発行

移民署による審査通知の発行

step5

就業ゴールドカードの受領

台湾国内外の申請者は全て入国許可を携行して台湾入国が可能、 入国後に移民署の各サービスステーションにて受領

勒業眾信版權所有 保留一切權利

2. 就業ゴールドカードについて (4) オンライン申請における各留意点

法制度 概要

特定 専門人材

就業GC

租税優遇

就業ゴールドカードの申請プラットフォームは、内政部移民署が管理しており、「申請者自身による申請」「雇用主による申請」「外部への委託による代理申請」のいずれかで申請作業を進めることができます。申請時には特に、提出資料に不備・不足がないように留意する必要があります。

申請の留意点(資料過不足時の対応等)



申請トップページ(移民署による管理)

https://coa.immigration.gov.tw/coa-frontend/four-in-one/entry/golden-card

申請の留意点(資料過不足時の対応等)

- 申請者が一次審査及び二次審査の各段階において、提出資料に不備がある、 選択した領域資格要件を充足しない等の理由により、資料の追加提出、領 域の変更または申請の却下等があり得ます。
- 提出書類の不足により追加提出をする必要が生じた場合、処理に要する時間が数週間から一か月延長されます。
- 追加資料は6カ月以内にアップロードを完成させる必要があります。期限までにアップロードしない場合、不受理処理となり、かつ申請費用は返還されません。
- 申請領域を新しいものに変更したり、前回申請した領域に新しい規定が導入 されている場合は、申請プラットフォーム内にて前回の提出時に提出した書類を 直接移行することができません。

2. 就業ゴールドカードについて (5) FAQ及びCovid-19関連対応

法制度 概要

特定 専門人材

就業GC

租税優遇

就業ゴールドカードの特設サイトにあるFAQページ(https://goldcard.nat.gov.tw/zh/faq/)で、申請資格、申請手続きや一般的な事項 に関し数多くの質問がされており、申請の際にそれらを参考にすることができます。

FAQ

Q:審査の進捗や追加提出資料についてどのように確認できますか?

A:進捗状況や追加提出資料はすべて申請プラットフォームにて完成するので、メール通知にご留意ください。

Q:台湾国外からの申請に関する注意事項がありますか?

A:台湾国内外の申請を問わず、7月28日以後の申請者はすべて台湾国内にて就業 ゴールドカードを受領するため、国内外の申請者は一律プラットフォーム経由で許可証明を ダウンロードし、台湾に入国することができます。

Q:どのような身分の方は就業ゴールドカードを申請できませんか?

A: (1) 中国大陸籍(2) 台湾地区に居住し戸籍を有する中華民国の国民

Q:認証が必要となる文書がありますか?

A:以下の国家で作成された文書は、台湾国外の代表機関における認証手続きが必要となります(パスポート審査を除く)。

アフガニスタン、アルジェリア、バングラデッシュ、ブータン、ミャンマー、カンボジア、カメルーン、キューバ、ガーナ、イラン、イラク、ラオス、ネパール、ニジェール、ナイジェリア、パキスタン、セネガル、ソマリア、スリランカ、シリア、フィリピン、タイ、ベトナム、マレーシア、インドネシア、中国

Covid-19下の対応

- 2021年5月から、台湾国外の代表機関におけるビザの申請・発給を一時停止しています(含・就業ゴールドカード関連のパスポート検査)
- 同年9月から、ゴールドカードの申請プロセスにおいて、パスポートの検査の段階まで進んだ時に、ゴールドカード事務所に連絡の上、在外機関にパスポート検査の申請協力を依頼することができるようになっています。申請プロセスには2-3週間を要します。
- ゴールドカードの発行を受ける方の配偶者、子女についても緊急の入国許可を申請 の上で台湾に入国し、入国後居留ビザの発給を受けることが可能です。

help@taiwangoldcard.twに以下の情報を提供



ゴールドカード申請者

- 1. 氏名
- 2. 申請案件の番号
- 3・ 台湾国外の代表機関 (パスポート検査段階)
- 4. ワクチン接種照明書類一式
- 5. 台湾緊急入国の理由



配偶者、子女

- 1. 氏名
- 2. パスポート番号
- 3. 台湾国外の代表機関 (パスポート検査段階)
- 4. ワクチン接種照明書類一式
- 5. 台湾緊急入国の理由

勒業眾信版權所有 保留一切權利

(1) 優遇措置の適格要件

法制度 概要 特定 専門人材

就業GC

租税優遇

外国籍特定専門人材カテゴリーの労働許可取得者及び就業ゴールドカードを取得した方のうち、租税優遇の適用要件を満たした方については、 最大で5年間、個人所得税の減免措置の適用を受けることが可能です(外国籍特定専門人材が全て無条件で適用を受けられるとは限りません)。

適格要件



外国籍特定専門人材





同時に以下の3要件を満たしている場合

要件1:初めて就労目的で台湾での居留を許可されている

要件2:台湾において、認定を受けた特殊技能に関連した

専門業務に従事している

要件3:専門業務に従事するために雇用された日より前の5

年間において、台湾に戸籍がなく、かつ台湾年間滞

在日数が183日未満

適用開始年度









上記①~③の状況に合致した課税年度より起算して<u>5年間</u>は、個人所得税について以下の優遇の適用が可能

- 滞在日数183日以上で、且つ給与所得がNTD300万元を 超過した部分の半額が免税
- 台湾国外源泉所得について、ミニマムタックス税制の「基本 所得額」への計上が免除

勤業眾信版權所有 保留一切權利

(2) 適用期間に関するパターン例

法制度 概要 特定 専門人材

就業GC

租税優遇

前ページに掲載した「3要件」及び「適用開始年度」について、状況に応じてそれぞれ適用開始年度及び優遇税制適用期限が変動します。

ケース1 既に台湾に入国済みのパターン例

2018年時点ですでに来台し、専門業務に従事している

- 2018年に労動部が発行した外国籍特定専門人材の労働許可を 取得
- 2018~2022年度の全ての年度において、各年度の台湾滞在日数183日以上、且つ専門業務に従事して稼得した給与所得がNTD300万元を超過した

ケース2 将来的に台湾に入国するパターン例

2021年に初めて来台し専門業務に従事しているが、翌年度以降で初めて租税優遇の諸条件に合致した

- 2021年に労動部が発行した外国籍特定専門人材の労働許可を 取得
- 2022~2026年度の全ての年度において、各年度の台湾滞在日数183日以上で、且つ専門業務に従事して稼得した給与所得がNTD300万元を超過した



初めて 条件合致 2021年 2022年 2023年 2024年 2025年 2026年 × O O O O



2018~2022年度において所得税の減免優遇の適用が可能



初めて条件に合致した2022年度から起算して5年間、即ち2026年度まで所得税の減免優遇の適用が可能

(3) 優遇措置の適用イメージ

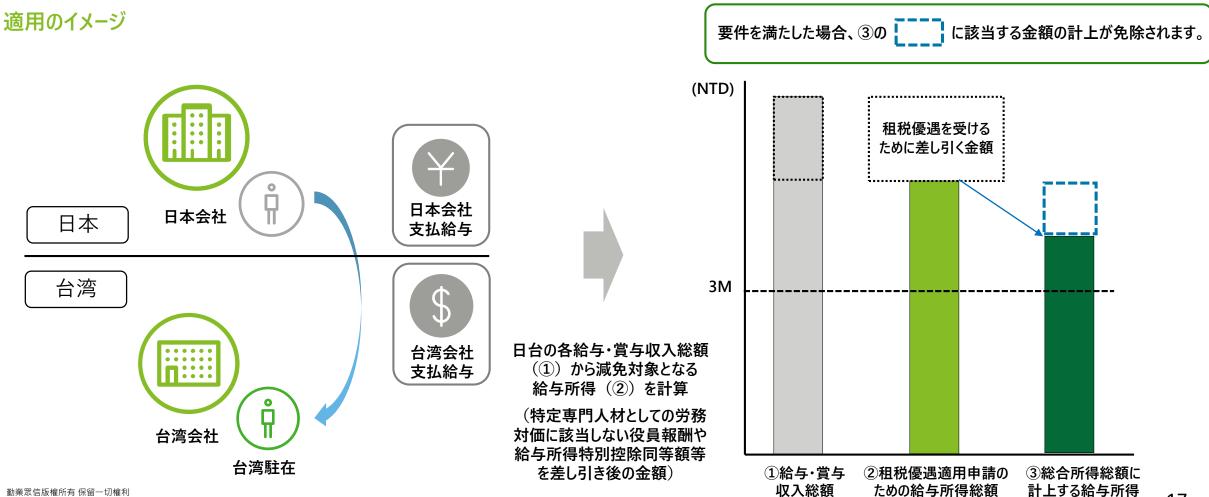
法制度 概要

特定 専門人材

就業GC

租税優遇

関連する租税優遇措置は、各要件を充足した場合、日本会社及び台湾会社からそれぞれ支払を受ける給与・賞与収入の総額から、本租 税優遇を受けるために計算した減免対象となる給与所得総額がNTD300万元を超過した部分の半分については、課税所得への計上が免 除されます(過年度申告分については所得税の還付を受けられる可能性があります)。



(4) 概算シミュレーション

法制度 概要 特定 専門人材

就業GC

租税優遇

日本会社と台湾会社からそれぞれ支払を受ける給与・賞与収入の総額がNTD400万元であった場合、2021年度の所得控除・税率を適用すると合計12万元程の税負担が軽減されます。

特定専門人材A氏の例







特定専門人材の総経理A氏

- 2021年度台湾滞在日数365日
- 扶養親族:配偶者、高校生以下の子女2名
- 日本及び台湾での給与・賞与 合計NTD400万元

単位:NTD

租税優遇あり			租税優遇なし
給与·賞与合計	4,000,000	·	4,000,000
総合所得総額に計上する給与所得 (優遇税制適用)	3,600,000 *1		4,000,000
各種控除等	(968,000) *2		(968,000) *2
課税所得金額	2,632,000		3,032,000
適用税率	30%		30%
累進差額	(376,600)	120,000元	(376,600)
納付税額	413,000	税負担軽減 ◆ ────	533,000

^{968,000 (4,000) (4,000 (4,000) (4,000 (4,000) (4,000) (4,000 (4,000) (4,000) (4,000 (4,000) (4}

【連絡先】デロイト台湾日系企業サービスチーム



中村 剛/ Tsuyoshi Nakamura パートナー 公認会計士

Tel: +886 (2) 2725-9988 #3755

email: tsuynakamura@deloitte.com.tw



早川 成泰/ Shigeyasu Hayakawa シニアマネジャー 公認会計士

Tel: +886 (2) 2725-9988 #3600

email: shighayakawa@deloitte.com.tw

勤業眾信聯合會計師事務所 日商組(JSG) 11073 台北市信義區松仁路100號20樓



三上 太典/ Daisuke Mikami シニアマネジャー 公認会計士

Tel: +886 (2) 2725-9988 #3636

email: damikami@deloitte.com.tw



五十嵐 祐介/ Yusuke Igarashi マネジャー 米国公認会計士

Tel: +886 (2) 2725-9988 #3946

email: yuigarashi@deloitte.com.tw

Deloitte & Touche

Japanese Services Group

20F, Taipei Nan Shan Plaza, No. 100, Songren Rd., Xinyi Dist., Taipei 11073, Taiwan

Official Website: <a href="http://www.delhttps://www2.deloitte.com/tw/tc/pages/about-deloitte/topics/deloitte-tw-jsg.html?icid=wn_de

Deloitte.

勤業眾信

Deloitteとは、デロイトトウシュトーマツリミテッド("DTTL")ならびにそのひとつまたは複数のメンバーファームおよびその関連事業体を指します。DTTLの全世界の各メンバーファームならびにその関連する事業体はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は<u>www.deloitte.com/about</u>をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、DTTLのメンバーファームです。 デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関連事業体は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北および東京などの100を超える都市でサービスを提供しております。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。Deloitteならびに各メンバーファームおよびそのネットワーク組織("Deloitteネットワーク")は、本資料により特定の第三者に専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。Deloitteネットワークのいかなる事業体も本資料の利用者がこれらに依拠することにより被った損失について一切責任を負わないものとします。

